α　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{(a-b)\times 12\times 0.25}{c}\times\frac{1}{124{,}575}$$

（a－b）×12×0.25に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

c

算式の符号

a　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所支弁額

b　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所徴収額

c　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所入所人員

算式イ(1)

$$\frac{B\times 0.912}{A}$$

算式イ(1)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（従来分）

算式イ(2)

$$\frac{B\times 0.556}{A}$$

算式イ(2)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（地方公務員分）

算式イ(3)

$$\frac{B\times 0.436}{A}$$

算式イ(3)の符号

A　測定単位の数値

B　修正後子ども数（被用者・非被用者分）

算式ウ

$$\frac{B\times 1.611}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　児童扶養手当支給者数

算式エ

$$\frac{B\times 91.68}{A}$$

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　障害者福祉サービス利用者数

第九条第一項の表都道府県の項第五号二中「平成二十二年二月五日付け統発第〇二一〇五第三号及び第四号」を「平成二十三年二月十五日付け統発第〇二一五第四号及び第五号」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号六及び七を次のように改める。

6　修正後子ども数（従来分）は、「被用者及び被用者等でない者に係る平成二十三年三月三十一日現在の児童数（以下「被用者等」という。）の数に、〇・三一一を乗じて得た数を合計した数に、〇・三二一を乗じて得た数を合計した数に、〇・三五六を乗じて得た数を合計した数に、〇・三五六を乗じて得た数を合計した数に、〇・三五六